

研究ノート

# トルミン・スミスとロンドンの自由

—イギリス地方自治の水脈—

中 野 忠

## はじめに

18世紀の改良 Improvement の時代に代わって、19世紀イギリスは、改革 Reform の時代を迎える。議会の主導のもとに進められた諸改革は、基本的に産業革命と急激な都市化のもたらした諸問題に対処するためのものだった。古典的な産業革命論がその終点としてきた1820年代から、工場法 (1825年)、第一次選挙法改正 (1832年)、改正救貧法 (1834年)、都市自治体法 (1835年)、公衆衛生法 (1848年) など、近代への転機となるとされる制定法が相次いで成立した。政治や社会問題の領域での改革に並行して、重商主義を象徴する穀物法 (1846年) や航海法 (1849年) などの保護主義的立法が廃止され、自由貿易体制の確立へと向かう。経済立法が自由主義体制を準備する一方で、改革法の多くは国民生活への国家介入の拡大や中央への権力の集中を伴うものであった。それらはウェブ夫妻が「ほとんど無政府状態」にあると形容したような地方それぞれの統治のあり方を、より効率的で一貫性のある一国的システムに編成替えする近代化プロジェクトの一環であった。

しかし近代国家がその形成にあたって多かれ少なかれ経験する「中央集権化」のプロセスは、とりわけイギリスでは、けっしてスムーズに進行したわけではなかった。それは「地方」の様々な方向からの強い抵抗に直面しつつ、ジグザグな歩みのなかで進行することになる。<sup>1)</sup> そうした抵抗を果敢に試みた人物の一人が、本稿で紹介するジョシュア・トルミン・スミスである。トルミン・スミスの名前は、娘のルーシーとともに編纂した史料

---

1) イニスによれば、「中央政府」対「地方政府」という構図や政治的言語は19世紀に出現するもので、18世紀には、むしろ「国家ないし国王役人」対「下級役人 inferior officers」という表現が普通であった。Joanna Innes, *Inferior Politics. Social Problems and Social Policies in Eighteenth-Century Britain* (Oxford, 2009), pp. 2, 5. 中央と地方の関係については、E. P. Henock, 'Central/local government relations in England: An outline 1800-1950', *Urban History Yearbook* (1982), pp. 38-49; J. Prest, *Liberty and Locality. Parliament, Permissive Legislation and Ratepayers' Democracy in the Mid-nineteenth Century* (Oxford, 1990), chap. I; J. Davis, 'Central government and the towns', in M. Daunton (ed.), *The Cambridge Urban History*, vol. 3 (Cambridge, 2000), pp. 261-86.

集『イギリス・ギルド』<sup>2)</sup>などでごく一部の研究者には知られているが、今日ではほとんど「忘れられた思想家」の一人といってよい。だがスミスはこの時代、中央集権化に対して異議を唱え、「地方自治 local self-government」をもっとも徹底して擁護した法律家、歴史家だった。彼は多方面にわたる数多くの著作を残しているが、本稿の課題は、そのうちのロンドンに関する小冊子を中心に、彼の思想を紹介して試みることである。<sup>3)</sup>

この「忘れられた思想家」の業績を紹介することには次のような目的と意義がある。一つは、彼の「市民」についての言説を吟味することで、ロンドンという個性的都市の歴史の一側面を解き明かす手がかりを得ることである。第二に、19世紀中葉のイギリスにおける諸改革に対する反応を、ロンドンの側から照射して試みることである。巨大都市ロンドンでは、改革に対しては、単一の産業が支配し宗教の影響を強く受けたマンチェスターやリーズなどの新興都市とは異なった、多様な受け止め方があったといわれる。<sup>4)</sup> 本稿はその一端を明らかにすることを意図している。第三に、イギリスの地方自治の源流の一つを探ってみることである。イギリスは地方自治の母国だといわれることがある。だがそれは19世紀の自治体改革によって生まれたものではない。<sup>5)</sup> イギリス地方自治の特徴はむしろ、改革にもかかわらず存続したその持続性にある。本稿の目的は、この「長期持続」の側面に注目して試みることである。あわせて、それが現代の地方自治に関わる議論に示唆する点をあげてみたい。

### (一) トルミン・スミスの経歴と活動

まずスミスの経歴を簡単に辿っておこう。彼は1816年、バーミンガムで生まれた。<sup>6)</sup> チ

2) Joshua Toulmin Smith & Lucy Toulmin Smith (eds.), *English Guilds. The Original Ordinances of More Than Hundred Early English Guilds* (London, 1870). リチャード二世の12年(1389年)に議会の命により作成されたギルドの条例・慣習・財産などに関する報告書を中心とした史料集だが、今日ではあまり利用されることはない。むしろ本書に付されたドイツ歴史学派の泰斗L. Brentanoによるギルドと労働組合の起源に関する長文の論文‘On the History and Development of Guilds and the Origin of Trade-unions’が知られている。

3) J. Toulmin Smith, *What is the Corporation of London? and Who are the Freemen?* (London, 1850). (以下 *Corporation* と略記する)

4) ロンドンの政治史に関する最近の興味深い成果として、M. Crago and A. Taylor (eds.), *London Politics, 16760-1914* (Basingstoke: Hampshire, 2005) 所収の諸論文を参照せよ。とくに、A. Taylor, ‘Post-Chartism: Metropolitan Perspectives on the Chartist movement in decline 1848-80’, *Ibid.*, pp. 75-96. 19世紀中頃の政治史全体についての新しい動向については、次が示唆に富む。Mathew Roberts, *Political Movements in Urban England, 1832-1914* (Basingstoke: Hampshire, 2009), esp., chaps. 4, 5.

5) 自治体改革についてはさまざまな邦語文献があるが、最近のものとして岡田章宏『近代イギリス地方自治制度の形成』(桜井書店、2005年)をあげておく。ロンドンでは1835年の自治体改革法の対象とはならず、その改革は19世紀後半以降に引き延ばされることになった。これについては、次の文献がもっとも詳細である。W. A. Robson, *The Government and Misgovernment of London* (London, 1939).

6) スミス Joshua Toulmin Smith (1816-1869) の生涯については次を参照せよ。Oxford Dictionary of National Biography (以下、ODNBと略記) (Oxford U. P., 2004), vol. 51, p. 237; W. H. Greenleaf, ‘Toulmin Smith and the British political tradition’, *Public Administration*, vol. 53 (1975), pp. 25-44 を参

エシヤの私立学校で哲学や文学を熱心に勉強し、初めはユニテリアン派の牧師になろうとしたが、法律への興味が高まり、16歳で地元の事務弁護士のところまで書生となった。29歳のときにロンドンに移り、弁護士となるべくリンカーンズ・イン法学院に登録する。翌年にはバーミンガムの機械専門学校の生徒のためにラテン語の入門書を書き、さらに『古代人の哲学 *Philosophy among the Ancients*』なる本を著わした。1837年に結婚するとアメリカに渡り、1842年までの5年間をデトロイトやボストンなどで過ごした。その間に、『10世紀におけるヴァイキングのアメリカ発見 *The Discovery of America by the Northmen in the Tenth Century*』を出版する。10年ほど前のアレクシス・ド・トクヴィルの経験にも似て、研究者のなかには、このアメリカでの生活や見聞が地方自治に関する後の彼の議論の背景となった、と推定する者もある。自律的な個人が地域の事柄に活発に関わる個人主義の伝統に、アダム・ファーガソンの「文明社会 *civil society*」が実現されている姿を見た、というのである。<sup>7)</sup>

イギリスに戻った後は法曹界に復帰し、ロンドン郊外のハイゲイトに居を定め、チャンセリー・レーンに事務所を開いた。この時期にも彼の旺盛な知的好奇心はやむことなく、地質学にまで興味を広げ、専門雑誌にも論文を投稿している。その研究は趣味の領域を超えていたらしく、地質学会が創設された時には彼は会長として招待されたほどだった。

彼を地方自治の研究に向かわせる転機となったのは、1847年のコレラの流行である。衛生問題に強い関心を抱いたスミスは、ハイゲイトの地域社会のリーダーとしてこの問題に取り組んだ。法律家としての知識や地域社会での経験を生かしながら、彼は衛生問題に関する立法や歴史的経緯を調べ、1848年に成立した公衆衛生法に対して断固たる反対を唱えた。<sup>8)</sup>その後、彼の研究関心は公衆衛生問題にとどまらず、地域社会のあり方、地方と中央政府の関係全般に及び、『地方自治と中央集権化』<sup>9)</sup>や、『教区：その責務と権限、役人とその義務』(1857年)<sup>10)</sup>など、多くの著作やパンフレットを著わした。

著述家としてだけでなく、スミスは地方自治の擁護者、中央集権化への反対者として、活発な言論活動にも従事した。彼の動向を当時の新聞から窺ってみよう。地方自治論者と

照のこと。彼は生まれ故郷への愛着をスミスは一生失わなかったようで、1863年にはバーミンガムについての歴史 *Memorials of Old Birmingham*, 2 vols. を出版している。

7) Chris A. Williams, 'The Sheffield Democrats' critique of criminal justice in the 1850s', in R. Colls and R. Rodger (eds.), *Cities of Ideas. Civil Society and Urban Governance in Britain 1800-2000* (Aldershot: Hants., 2004), p. 103.

8) スミスはこの法のもとに設立された中央公衆衛生局を、1641年に廃止された星室庁裁判所の復活にたとえて反対したといわれる。Prest, *op. cit.*, pp. 37-38. コレラや公衆衛生法についての研究は数多くあるが、公衆衛生法の概要を整理したものとして、武井良明「公衆衛生問題を通じてみた19世紀イギリスの行政改革」『社会経済史学』第42巻、3号(1976年)、ロンドン地域に関連した研究として、永島剛「ヴィクトリア時代のロンドン・ハックニー地区における衛生改革の展開」『三田学会雑誌』第84巻、4号(1992年)をあげておく。

9) *Local Self-Government and Centralization* (original edition London, 1851; Elibron Classic Series, edn. 2005) (以下、*Local Self-Government* と略記)。

10) *The Parish: Its Obligations and Powers, its Officers and their Duties* (London, 1857).

しての活動に先立つ 1846 年の新聞には、彼が不法な蒸留酒を貯蔵しているとの匿名の情報にもとづいて、二人の警官と一人の消費税役人が家宅に侵入し捜査したことを越権行為だとして間接税務局を訴えた、との報道がある。彼の訴えは認められ、捜査した役人は 3 年間の昇進停止処分を受けたが、スミス自身はその処分に満足せず、これを議会にまで持ち込んだとされる。<sup>11)</sup> この出来事の詳細は不明だが、これらの報道は、正義感が強く行動的であると同時に独断的なところもあるスミスの性格を伝えているようにも思われる。彼の役人や中央政府に対する強い反感には、この出来事での経験も絡んでいたのかもしれない。

1849 年の 4 月から 5 月にかけて新聞諸紙は、中央集権化に対する徹底した反対者としてのスミスを伝えている。次節の内容と密接に関連するので、やや詳しく紹介しておこう。例えば『イグザミナー』紙は次のように報じている。「トルミン・スミス氏はコモン・ロー上の慣習として、また既存の制度を通じて公的 public なものとして受け入れられている事柄すべてに対して、組織や委員会を通じて政府が干渉することに、直接かつ激しく反対する。彼はそれゆえ救貧法委員会から公衆衛生委員会、教育委員会に対して一貫して敵対的である。要するにこの時代の顕著な特徴である、中央との共同作業システムのあらゆる部分に反対している。彼は地方行政の優れた効率性や合法性の論拠として、長期議会、1688 年の司教の抗議、……さらには旧来の都市法人、既存の教区会にさえ訴える。」ハンガリーの例<sup>12)</sup>にたとえながら、「イングランドは 1749 年よりも 1849 年のほうが本質的に自由でなくなっている。すべて、市長と参事会、州裁判所、小治安裁判所における治安判事権限、教区監督官や定住法、ワークハウスなど [の既存の組織や施設] に制限を設けるものだからである。」しかしこの新聞記事はスミスの主張には懐疑的である。「われわれの歴史の読み方、日常経験、ハンガリーの政変……からすれば、スミス氏とは大変違った考え方になる。」<sup>13)</sup>

1849 年 12 月 18 日付の『デイリー・ニュース』紙は、前夜、ファリンドン区の公開集会在がールド・ベイリィのニュー・コートで開かれたことを詳細に報じている。<sup>14)</sup> 市壁外に位置するファリンドン外区はシティ最大の人口を抱え、法学院や裁判所、および新聞社や本屋が集まる地域であり、多くの人々の耳目に触れやすい場所であった。この日の集会では国会議員のジェイムズ・デューク卿の司会のもとに、3 名の市参事会員、数名の都市役人、多数の市会議員らが加わって、ロンドン市の業務を規制する法、とくに市民

11) *Daily News*, Monday, April 20 1846; *The Examiner*, Saturday May 1846; *The Aberdeen Journal*, Wednesday, May 20 1846. (以下、新聞の閲読に関しては、次のデータ・ベースを利用した。Gale Digital Collections: British News Papers 1600–1900).

12) スミスは 1848–49 年のハンガリーの自由を求める運動にも共感し、イングランドとハンガリーの歴史を比較する本も出版している。ODNB, vol. 51, p. 237.

13) *The Examiner*, Saturday, Nov 10 1849.

14) *Daily News*, Tuesday, Dec 18 1849.

citizen に関する問題について討議がなされた。トルミン・スミスもその一人だった。討論者の一人、プリング氏<sup>15)</sup>は、「ロンドン市法人とは、法と古来の権利にしたがって、シティ内で1年と1日の間居住したすべての一般住民 commonalty を含む」こと、したがって一般住民は「市の福利に関するすべての事柄に積極的に参加する義務をもち、法人の構成員としての権利と義務を積極的に果たすべき」はずであるが、にもかかわらず、ジョージ1世治下の制定法を初めとして、こうした義務の遂行を妨げるような法が制定されていること、したがって、これらの法をすべて廃止する必要があることを述べた。これを受けてアクランド氏<sup>16)</sup>が発言し、市民の権利を制限する1725年の法<sup>17)</sup>の問題を指摘した。「市民の大多数の意思を無視した一部の市参事会員」の提案によるもので、ロンドンの自由市民 free citizen は昔から選挙での投票権を行使してきたと論じた。この論者の推定によれば、「シティの当時の人口は12万5000人、そのうち、子どもは6万人、成人男子は4万人、成人女子は2万5000人いる。しかし4万人の成人男子がいるにもかかわらず、法人の構成員とされているのは6000人にすぎない。」

それに続いてスミスが「ロンドンに1年と1日住んでいた世帯主は、厳密に言えばフリーメンではないかもしれないが、事実上のフリーメンである」との意見を述べた。さらにスミスは、ロンドン市法人の構成員としての義務を果たすために、ファリンドン外区の区集會を毎月最低週1回は開催すること、さらに市の安寧と福利を維持するための方策を論じて市会に助言することを提案した、と報じられている。

『デイリー・ニュース』紙は1850年3月にもファリンドン外区の区集會の様態を伝えている。この集會では、国会議員で市参事会員のシドニー氏が下院に提案することが予定されている、フリーメンの登録の際に課せられる登録料 fine と印紙税の支払いを廃止するための法案が審議された。スミスは提案された法案がもつ問題点を指摘した。次節で紹介するスミスのロンドン法人に関する小冊子は、これらの区集會での議論と、彼自身の法案を説明するために書かれたものである。

1850年代には、スミスはロンドン市の特権だけでなく、中央集権化そのものに反対するための論陣を張る。その直接の標的は公衆衛生法だった。6月にはウェストミンスター

15) 上級法廷弁護士会会員で *Practical Treatise on the Laws, Customs, and Regulations of the City and Port of London* (1842) の著者である Alexander Pulling (1813–1895) のことと思われる。彼は1888年の地方自治体法のモデルとなるような首都自治体改革案を提案したとされる。ODNB, vol. 45, pp. 541–42.

16) 反穀物法同盟の講師でラディカルの一人、James Acland (1799–1876) のことか。彼には選挙統計に関する著作もある。ODNB, vol. 35, pp. 91–92 (F. D. McClamont の項)。

17) 11 George Chap. XVIII (An Act for regulating Elections within the City of London, and for preserving the Peace, good Order and Government of the said City) を指す。国会議員および市長、シェリフなどの都市役人の選挙権をリヴァリメンに限り、投票にあたっては選挙管理の役人に名前と住所を登録し、リヴァリメンであることを宣誓することが求められた。前文によれば、選挙にあたって「投票権をもたない多くの無法者が市の集會に侵入して投票し」、そのために「ロンドン市民と市の特権が侵害され、騒動が巻き起こって」おり、この混乱を避けるために制定された。Statutes at Large, vol. IV, pp. 513–14.

のキングズ・アームズ・ホテルで同志とともにこの法に反対する集会をもった。新聞はこの会合の参加者が「ごく少数だった」ことも伝えている。<sup>18)</sup> 翌週には、同じホテルで「中央集権化に反対して地方自治政府を維持し拡大するための協会」の会合がもたれ、公衆衛生法が各地に適用されるのを避けるために、この法の条項について論議が重ねられた。<sup>19)</sup> 同年の夏には、スミスはブリストルまで出かけて講演を行なっている。2度の会合でスミスは公衆衛生法を徹底的にこきおろし、それには「一点の利点もない」と熱弁をふるった。記者はしかし「予め善悪を決めつけた」ような講演だと冷淡なコメントを寄せている。<sup>20)</sup>

こうした一連の活動は1854年、スミスに「反中央集権同盟」に参加させることになる。だが彼の生涯を辿ることが本稿の目的ではないので、次にロンドンをめぐる彼の小冊子の紹介に移ろう。

## (二) ロンドンの市民とフリーダム

1850年に出版された『ロンドン市コーポレーション法人とはなにか、フリーメンとはだれのことか』という小冊子は、新聞報道にみられるように、ファリンドン外区の区集会での討論をもとに書かれたものである。スミス自身の言によれば、1849年11月以来、区集会で6回にもわたって、本書の表題となっているテーマについて自説を表明し、議論を重ねた。それを踏まえてスミスは議会に提出するための法案の草案を作成した。この本はそれを論証するために書かれたものとされる。

スミスはまず、改革を求める当時の社会の一般的な趨勢から説き始める。ロンドン市自治体 the Corporation of London についてもまた、この四半世紀、改革が声高に叫ばれている。だがスミスによれば、「改革」という言語はなにも最近のものではない。チャールズ2世の治下で、イングランドの自由 liberties に対して意図的な攻撃が向けられ、その目的のためにすべての法人の持つ権利を強制的に差し押さえることが求められた時にも、「改革」はもっともらしい口実として用いられたという。<sup>21)</sup>

スミスはさらに、便宜主義と経験主義が支配的で、「原理 principles」が問われることのない時代の雰囲気批判をする。たいていの人々は日々の暮らしに追われ、自由な人間が積極的に果たすべき権利と義務というものについて思いめぐらすことがない。しかしスミス

18) *Lloyd's Weekly Newspaper* (London) Sunday June 1850.

19) *The Morning Chronicle* (London) Tuesday June 20 1850.

20) *The Bristol Mercury* (Bristol), Saturday Aug 10 1850; *The Bristol Mercury*, Saturday Aug 17 1850.

21) 1680年から88年の間に、240以上の都市が国王から特許状を停止ないし放棄を強いられた事態を指す。ロンドンも1682年、国王の権限開示令状 *quo warranto* により、特権の停止を求められるが、法的な弁護を勝ち取ることができた。詳しくは、J. Lewin, *The Charter Controversy in the City of London 1660-1688 and Its Consequences* (London, 1969) を見よ。

は何世紀にもわたって持続してきたものの基底にこそ、原理に繋がるものがある、と考える。ロンドンの改革の議論もまた然りである。それはロンドン市の政体に関わる原理 *Constitutional Principles* に基づいてなされたものではない。つまり、歴史にこそ原理があり、改革もそれをベースにしたものでなければならない、というのがスミスの一貫した立場である。

本書を通じて論証されるのは、スミス自身の要約によれば、次のような点である。

1. シティ内の市民権 *citizenship* — それに伴う権利と義務の両方 — の基準となるのは、市の安寧に誠実な *bona fide* 関心をもっているか否か、ということにある。それはシティでの占有 *occupancy* から生ずるはずのものである。

2. 法は、すべての占有者 *occupiers* は自由人 *free men* であり、それゆえ完全な市民 *full citizens* である、ということ想定している。

3. 農奴の生まれ *serf-born* であっても、1年と1日都市に住めば、イングランドの一般法によって自由人になる。それゆえ、すべての権利と特権をもつ資格をもち、しかも自由に生まれた人間のあらゆる義務に対して責任をもつことになる。

4. この高貴な特権は主にシティの内部で行使されるのが常であり、都市の自由人と市民の中には、多くの自由の身となった人間 *freed-men* がいるのが通常である。

5. シティ内の「フリーメン」という排他的な階級を指す言葉は、比較的近年に至るまで聞かれなかった。コーポレーションを構成するものとしての、そうした階級の存在は、いかなる特許状、記録、制定法にも確認できない。

6. 区と区集会は、市民の名簿 *roll* を完全なものに保ち、市民自身が自由人 *free men* としての権利と義務を絶えず積極的に行使するよう保つ、政体上のもっとも効果的な方法である。<sup>22)</sup>

これらの論点を、スミスはロンドン市の様々な記録、特許状、『古い法の書 *Liber de antiquis Legibus*』、さらに『議会公文書 *Rotuli Parliamentorum*』、ハンドレッド・ロールズ、『アングロ・サクソン年代記』、エドワード・クックの『判例集 *Reports*』、条例などの手稿史料、刊行史料を渉猟しながら論証していく。スミスの法律家としての経験、史料調査能力やラテン語能力が十全に発揮されているが、叙述には繰り返しも少なくなく、またその典拠を今日の歴史家が追うこともかならずしも容易ではない。以下、より具体的な内容を紹介し、上記の諸点を補ってみよう。

#### (i) 都市法人と区集会

「都市自治体」という団体の構成員はそもそもだれを指したのか。スミスはそれをアングロ・サクソンの時代まで遡って論ずる。「法人」という名称こそ用いられなかったが、

22) Toulmin Smith, *Corporation*, pp. 8-9.

スミスによれば、住民の集会はアングロ・サクソンの時代にも活発に機能していた。アセルスタン王の時代にも、「各自が共通の必要のために4ペンスを負担する in scot」などの記録があり、ハンドレッドの住民は月に一度の集会に参加していた。クックの『判例集』によりながら、スミスは、農村部の行政単位であるハンドレッドに相当するものはロンドンではウォード（区）、タウン（すなわち町または十人組）には教区が相当するとみなす。<sup>23)</sup>『アングロ・サクソン年代記』などの史料によれば、居住するもの全員が市民の団体に含まれており、都市の住民全体は「城塞の人々 *burh-warū*」という言葉で表わされていた。ウィリアム征服王により与えられたロンドンへの最初の特許状でも、市民とはロンドンの住民すべてを指していた。<sup>24)</sup>

それ以後の時代にも「市民」とは住民全体を意味したことを、スミスは様々な典拠から明らかにしようと試みる。例えば、1200年頃には、後の「市会 Common Council」を構成することになる「市長を補佐する25人」が初めて選ばれたが、この頃でも、シェリフの任期などの意思決定は、「全市民の合意により *per assensum universorum civium*」なされた。こうした表現はこの時期の記録にしばしば見られるとして、スミスは、ヘンリー三世が1248年、ロンドンの市民に行なった諮問に対する回答が、「全市民の合意がなければ *sine assensu totius commune*」何事もなしえないというものだった、といった例をあげる。この時代、全市民の意思は、野外での民会により表明された。通常それはセント・ポール寺院に近接する空き地 St Paul Close で開かれた。<sup>25)</sup>ヘンリー三世治世下（1257年）に起こった課税その他をめぐる国王とロンドンの対立の例にも触れられる。国王の命によって民会や区集会が開かれた経緯についての記録が残されているが、そこには、国王、市長、市参事会員、すべての当事者が、意思決定は一般市民全体 the whole commonalty の手中、そこにだけあることを一致して認めていることが記されている。しかもスミスによれば、この記録自体がほぼ確実に市の書記自身によって書かれたものであり、都市法人の公式の見解の表明であった。<sup>26)</sup>

これらの例から確認されるように、「民会」や「区集会」は「あらゆる人々と階層の

23) 都市の区 wards が農村部のハンドレッドに相当することについては、現代の研究も同意している。Cf. C. Brooke, *London 800-1216. The Shaping of a City* (Berkeley & Los Angeles, 1975), p. 167; J. Campbell, 'Power and authority 600-1300', in P. D. M. Palliser (ed.), *The Cambridge Urban History of Britain*, vol. 1 (Cambridge, 2000), pp. 56-57, 72-73.

24) Smith, *Corporation*, pp. 10-11.

25) *Ibid.*, p. 13. しかし、この空き地は13世紀後半にはセント・ポール大聖堂により取り上げられ、境内の一部に組み込まれてしまったと言われる。その頃までには、住民の全体集会 folkmete も実質的に消滅した、と現代の史家は考えている。G. W. Williams, *Medieval London from Commune to Capital* (London, 1963), p. 36; C. M. Barron, *London in the Later Middle Ages. Government and People 1200-1500* (Oxford, 2004), p. 127.

26) Smith, *Corporation*, pp. 14-15. 現代の研究は、この紛争の背後には国王支持派の市長とそれに対立する一派の党派抗争があり、民会は市参事会層を排除するために国王により利用された節があることを明らかにしている。詳しくは次を見よ。Williams, *Medieval London*, pp. 207-11.



*populorum et gentium omnium* 集まり」であった。スミスは一般法の事例を引きながら、イングランドには農奴生まれでも、1年と1日、都市に住めば「事実上の自由人」となるとの慣習的ルールがあったことを立証する。スミスによれば、解放されたかつての農奴もまた、これらの集会に参加することができた。<sup>27)</sup>

(ii) 市民、フリーメン、特許状

スミスの議論の核となる論点は、市民 *citizens* とフリーメン *freemen* の違いである。現代の歴史家はこの二つは事実上同じものだとみなし、あまり区別することがない。しかしスミスにとっては決定的な相違がある。スミスはその論拠の一つを特許状に求めている。

国王から付与される特許状は、都市と都市民の権利を保障するもっとも強力な法的な根拠である。しかしスミスにとっては、特許状といえども、それが拘束力をもつのは国王が認可したからではなく、都市民がそれを採用したからである。スミスは個別の法的権限に先立つ一般法 *general law* の存在を強調する。特許状も条例も、一般法を侵害するものであれば有効ではない。「1年と1日居住」の慣習は一般法であり、都市の構成員たることの基本的な条件である。特許状によりこの条件に制限を加えられるとすれば、たとえそれがロンドン市民により受け入れられたものであったとしても、一般法に反するゆえに無効である、というのがスミスの立場である。<sup>28)</sup>

スミスによれば、国王特許状は、事実上、シティの古い法、慣習、特権の再確認であり、表現方法に若干の変更があるにせよ、例外なく、アングロ・サクソンの諸王やウィリアム一世以後の諸王が認めたと同じ団体だけを認めてきた。中世の特許状が宛てられたのは、「ロンドンの市民 *the citizens, all the men of London*」、あるいは「市民と平民 *the citizens, the 'Commonalty'*」に対してであって、中世の古い特許状を調べてみても、ロンドンの「フリーメン *freemen*」という特定の集団に与えられた例は見られない。スミスにとって、「ロンドン市自治体」とは、この意味での市民全体 *the whole body* を指すものにほかならないのである。

排他的な集団を指すものとしての「フリーメン」という用語は、特定の営業カンパニーの関連で使用されるようになった。しかしカンパニーと法<sup>コーポレーション</sup>人とは、個々のメンバーは事実上重なっているとしても、本来は別々のものである。呼称を例にとっても、「フリーマンにして呉服商 *freeman and mercer*」あるいは「フリーマンにして大工 *freemen and carpenter*」というような呼び方をされることはなく、「市民にして呉服商 *citizen and mercer*」、つまり、政治体としてのロンドン法人のメンバーであると同時に、特定のカンパニーの組合員 *free* であるという言い方がされるのがふつうである。特許状にも「フリーメン」という言葉が見られることがあるとしても、スミスによればそれは「自由民」

27) Smith, *Corporation*, pp. 18–19.

28) *Ibid.*, p. 21.

という意味であって、「市民」を意味しているのではない。<sup>29)</sup>「フリーダム freedom」「ロンドン市の自由 *libertas civitatis*」はだれにも共有される一つのもので、特定の市民集団を指すものでは本来ない、というのがスミスの主張である。<sup>30)</sup> スミスは「フリーメン」と「フリー・メン」との区別についても言及する。<sup>31)</sup> 前者は特定の集団を指すが、後者は「自由人」つまりは市民一般を意味する言葉である。「都市法人」のメンバーは後者である。要するに、スミスは「市民の自由 freedom」と「フリーメンの特権 freedom」を区別することを主張しているのである。

### (iii) 統治団体と選挙

スミスも都市統治の現実を無視しているわけではない。実際には、それは少数の市参事会員らの手に握られている。だが寡頭的支配の現実は一スミスの強調する「原理」に立てば一人法人としての基本性格を変えるものではない。法人は市民 *citizens* の全団体からなり、差別も制限も排除もないはずのものだから、市政の運営への完全参加 *full share* の機会から法人の大部分を排除することは、恣意的な試みである。<sup>32)</sup> 本来ならロンドンの市政では、すべての一般市民 *commonalty and citizens* が市の役職者を選ぶ選挙人であり、市議員も、特定の集団ではなく、「区のすべての人により選ばれる」ことになっていた。

市参事会員も市議員も区から選ばれて市の統治機構を構成する。しかしそのことはこれらの少数者だけが「都市法人」を構成することを意味するわけではない。スミスは1682年の権限開示令状をめぐる諸議論を引用しながら、これを論証する。寡頭的な統治は、本来の法人のメンバーがもつはずの多く権限が少数の団体 *select body* により篡奪されたために生まれた。選ばれた少数からなる市会がシティの意思を代表している、という根拠はない。シティの利益に資するかぎりでのみ、市議員は選ばれ、条例を作成することを付託されている。スミスによれば、それは市の慣行の代弁者であるはずの都市の法律顧問自身の見解でもある。「法人全体 *the whole Corporation*」は「ロンドン市民 *the "citizens of London"*」と同じ意味で用いられている。市会の活動はすべての住民 *inhabitants* のための助言をすることであり、市議員の選出にはカンパニーのフリーメンではない住民も加わる。「民会あるいは陪審における一般民 *commonalty*こそが唯一の実際の裁判官である」との法律顧問の言葉もスミスは引用する。<sup>33)</sup>

### (iv) 選挙と市民登録

では、「市民」であることを証明する記録としてなにがあるのだろうか。通常はフリーメン登録簿がそれにあたるとみられている。だがスミスは市民の登録名簿が異なった歴史

29) *Ibid.*, pp. 24–25.

30) *Ibid.*, pp. 24, 28–29.

31) *Ibid.*, p. 25.

32) *Ibid.*, pp. 34–35.

33) *Ibid.*, p. 31.

的背景から作成されてきたことを主張する。特許状には、市参事会員がそれぞれの区の名簿 roll を作成しそれを完全に保つ措置をとることを、明白な義務と宣言している例がしばしば見られる。その慣行は十人組検査の制度と結び付いて生まれた、とスミスは考える。例えば、エドワード二世治下5年（1311年）の特許状では、市参事会員は年4回、主な区集会を開催すること、区内に住む15歳以上のものは「かならずしも世帯主ではなく、単なる占有者 occupier であっても」全員集まること、そこで十人組検査を受けることなどが規定されている。<sup>34)</sup> スミスはまた「不動産所有や営業を通じて区と関わりをもつが」区に居住していない占有者は、現在、重要な権利や役割のいくつかを行使できないているが、それは合法性をもたず、本来はかれらもまた法人団体の認められた一員であることを指摘する。すべての占有者はすべての区集会に出席する権利をもつし、区の役職に就くことは義務である。区集会で開かれる審問 Wardmote Inquest は、陪審員団と同様、区の人々全体に代わる宣誓団体であり、区内のすべての占有者が訴えることができる場である。<sup>35)</sup>

周知のように、少なくとも14世紀以降、請戻し（購入）、奉公（徒弟）、世襲（出生）いずれかの方法を通じてフリーメンが認可されるようになる。ロンドンの「フリーダム」を獲得するにあたっては、いずれかのミステリイ（カンパニー）に帰属し、市の収入役にフリーメンとしての認可料 fine を支払うことが慣例となった。<sup>36)</sup> 16世紀の中頃のロンドンでは、フリーメンの大部分はカンパニー親方のもとでの徒弟修業を経てフリーメンになった。<sup>37)</sup> しかし都市住民のなかの特定の排他的集団でしかないフリーメンに対する「特権 freedom」を、「市民の自由 freedom」と同一視すること、その「自由」の認可にあたって認可料を徴収することは、「フリーメンの特権」と「自由」を区別するスミスの立場からすれば、非合法的な慣行でしかない。

#### （v）制定法とリヴァリメン

かくて、新聞報道にもみられるように、スミスの攻撃はロンドンの選挙資格を規定したジョージ一世の制定法（11 Geo. I c. 18）<sup>38)</sup> に向けられることになる。この制定法は、スミスの見解からすれば、史上初めて、法人と結び付くものとしての「フリーメン」の存在を認めたものである。この法は、（国会議員のような）法人全体の代表者を選ぶ選挙ではカ

34) *Ibid.*, p. 23. 区集会和十人組検査については、*Liber Albus: The White Book of the City of London* (London, 1861), pp. 32-34, 234, 273 を参照せよ。15世紀初頭に編集されたこの史料集によれば、市の自由民 free でないものも区集会で十人組検査を受け、書記に1ペンスを支払い、市の治安維持に貢献する誓約をせねばならなかった。

35) Smith, *Corporation*, p. 23-24, 32. 現代の研究も、13世紀末まで、区集会は世帯主だけでなく、奉公人も含めた住民が集まる集会だったことを認めている。Barron, *op. cit.*, pp. 121-22.

36) 遅くとも14世紀初めまでに、フリーダムの認可を受けるためには5シリングから100シリングの認可料を支払わねばならなかった。1309～12年間のフリーメン認可の実例について、次を参照せよ。R. R. Sharpe (ed.), *Calendar of Letter-Books*, D (London, 1902), pp. 35-96.

37) C. Welch (ed.), *Register of Freemen of the City of London* (London, 1908).

38) 前述、注17を見よ。

ンパニーの「フリーメン」および「リヴァリメン」であったものだけが投票し、(市会議員などを選ぶ) 区の選挙では、「フリーメンまたは一定額の地代をもつ世帯主」だけが投票する、と宣言しているが、ロンドンが歴史的に享受してきた現実の制度的基盤を見失った法である、とスミスは主張する。それは都市の自治から法人の多くのメンバーを排除する恣意的な試みでしかない。<sup>39)</sup> この法以後、市政は少数の市参事会員の手中に握られるようになってきている。

スミスによれば、前回の国会で、<sup>レイト</sup>地方税の支払いを条件とすることによって、市民の選挙資格にさらに制限を加える法が通過した。<sup>40)</sup> スミスは<sup>レイト</sup>地方税の支払いという金銭的行為が市民の市政参加の資格の条件となることに反対し、<sup>レイト</sup>地方税その他の分担金 scot を支払うのは、市民権 citizenship に結びついた義務の一つであることを強調する。分担金は市民であることに伴う負担であって、それを支払うことによって市民になるのではない。<sup>レイト</sup>分担金の支払いに関する記録 Rates-Books も、古来の健全な制度のもとでは、有権者を限定する登録簿 Roll or Register の根拠ではなく、明らかに結果である。アセルスタンの時代から、(分担金を) 支払ったものが十人組やハンドレッドに加わるのではなく、すべての者が登録されるべきだとされてきた。登録されれば、他の義務とともに、この支払い義務を果たしているかどうかを調べるのが、役人の仕事であった。したがって、スミスにとって、都市法人の構成員になる前提条件として、<sup>レイト</sup>地方税をまず支払う、というのは不合理であり、不法でもあることになる。<sup>41)</sup>

ここでも重要となるのは、市民とフリーメンの区別である。通常は、収入役が作成するフリーメンの登録簿がすなわち市民の登録簿だとみなされている。しかしスミスによれば、そもそも収入役が市民の登録簿を作成したことはない。収入役の登録簿は、「市の銀行家」としての収入役が新市民から受けとった認可料の記録であって、市民の、また有権者のリストではありえない。市民が登録されるのは区集会であり、それを統括する市参事会員と証人の前で宣誓した者が、「市民」なのだ。<sup>42)</sup>

スミスにとって、ロンドン市の正統なメンバー、都市「法人」の構成員を認可する場合は、クラフトやカンパニーではなく、アングロ・サクソン時代からの民会の伝統を引き継ぐ「区」とその集会であった。したがって、ロンドン市自治体の政体を革新する決定的な方法は、政体の原理に立ち戻ること、区の役割と活力を取り戻すことにある、というのがスミスのこの小冊子から導かれる結論である。

39) Smith, *Corporation*, pp. 34–35.

40) 12 & 13 Vic. c. 94 をあげている。An Act for confirming certain Provisional Orders of the General Board of Health, and for other Matters relative to the Public Health and the Improvement of Towns and populous Places のことか。The Statutes of United Kingdom of Great Britain and Ireland (London, 1804–1869), pp. 763–64. しかし管見のかぎり、この法には該当するような記述が見当たらない。

41) Smith, *Corporation*, p. 37.

42) *Ibid.*, pp. 39–40.

### (三) 地方自治と中央集権化

イングランドの国政の起源が「ノルマンの軛」に先立つアングロ・サクソンの自由な政体にあるとの主張は、17世紀以降、イギリスにおける政治論争の中で装いを変えて繰り返し用いられたレトリックの一つだった。ノルマン征服についての言及はないとはいえ、スミスの議論には、ピューリタン革命期のレヴェラーズ、あるいは18世紀の一部のウィッグや急進主義者たちの論調と共振する部分も少なくない。<sup>43)</sup> 都市の本来のあり方を歴史的に論証する論争のスタイルも、けっしてスミスの独創ではなかった。都市の淵源はどこにあるのかという問題は、17世紀末以来、それぞれの政治的立場から論じられてきた馴染みのテーマであった。その後のイギリス都市史研究の出発点ともなる成果を出版したロバート・ブレディはステュアート王権の支持者だったし、トマス・マドックスも都市の自由の源泉、あらゆる政治的経済的権利は国王に出自すると論じた。<sup>44)</sup> これに対して、都市の起源は独立のコミューンにあり、特権はフリーメン全体にあるとする論者もいた。長期の18世紀の都市論争におけるキーワードは「独立」であり、それは地方都市のアイデンティティ形成と密接に関連し、そのスローガンとして用いられた。<sup>45)</sup>

トルミン・スミスの議論はこうした都市の文化意識の伝統を一部は引き継ぐものだった。だがロンドンとその自由に関する彼の主張は、なによりも「地方自治 local self-government」に対する強固な信念に支えられたものだった。彼は多くの著作を通じて、それを一貫して主張する。前節で紹介してきた小冊子の翌年に出版されたスミス代表的な著書『地方自治と中央集権化』は、中央と地方の問題を一般的な視点から論じている。本節では、この著書から引用しながら、ロンドンに関する彼の議論をより広い枠組みのなかに位置づけてみることにしよう。

この本でも、スミスは、イングランドの政体の原理は「自由」であり、いかなる権威の基礎にも民衆や人民の意志があることを強調する点にあるとする。それを実現する制度こそ、スミスのいう「地方自治」である。本来の自由な制度の根本原理は、近隣のすべての自由人 *freemen* が公に集まって、共通の利害が関わるあらゆる地域の問題について自由に意見を述べること、その理念を実現する制度のことである。<sup>46)</sup> その集会は公開されたも

43) これについては次を参照せよ。C. Hill, 'The Norman Yoke', in *Puritanism and Revolution. Studies in Interpretation of the English Revolution in the Seventeenth Century* (London, 1958); 紀藤信義訳『ノルマンの軛』(未来社, 1960)。

44) R. Brady, *A Historical Treatise of Cities, and Burghs or Boroughs etc.* (London, 1690); T. Madox, *Firma Burgi, or, An Historical Essay concerning Cities, Boroughs, and Towns of England Taken from the Records* (London, 1726)。

45) この問題については、R. Sweet, 'Freemen and independence in English politics c. 1770-1830', *Past and Present*, No. 161 (1998), pp. 84-115 を見よ。

46) *Local Self-Government*, pp. 25-27, 38, 53.

のでなければならず、「秘密裏には何事もなされず」、「室内や私的な場所」で開かれるものであってはならない。都市の場合には、この自治の基礎になるのは、あまり人数が多すぎず、しばしば集まることのできる「区 ward」である。<sup>47)</sup> 日常的に対処せねばならないことが増えれば、これに当るために、民衆の代表が区から選ばれることになる。しかしその代表から構成される市会は、すべての地域に関する事柄、市民の要望を実現することを委任されているにすぎない。

だが他方でスミスは、地方自治の自由は制度の存在によって保証されているものでないことも指摘する。自由はただ理念としてあるだけでなく、現実を意識することが重要である。この意識は常に個人的な経験を重ねることを通じて初めて生ずる。地域の住民がそうした意識をもつことがなければ、代表制は寡頭支配や党派支配の道具に堕してしまう。<sup>48)</sup>

スミスにとって、地方自治は単なる統治の手段や行政技術の問題ではなかった。地方自治が潤滑に機能すれば、人間とその社会にもっと広い影響力が及ぶはずだ、とスミスは考える。地方自治は階級対階級、利己心対利己心、貴族対小売店舗主階層 shopocracy、借地人対地主、職人对製造業者といった対立をおおるものではなく、逆に、それは近隣同士の共通の感情や活動を通じて人間性を培う効果をもつものなのだ。地方自治に参加する者相互のコミュニケーションによって、独立心、自尊心、義務感や責任感、あるいは慈善心が養われる。<sup>49)</sup>

スミスの見解からすれば、地方自治は教育の場でもあった。プロシヤの初等教育や公立学校の充実に触れながら、スミスはそれが知識の普及に役立ったことを認める。だがその一方で、学校教育が与える形式的・画一的知識の限界をむしろ強調する。知識は知的な力になるとはかぎらない。本当の教育とは、人の意見を聞きわけ判断できる自律心のある人間を育てることである。それは学校ではなく、自由な社会活動を通して身に付くものなのだ。<sup>50)</sup> スミスには、地方自治への参加こそ、そうした社会的・人間的知力を身につける絶好の機会にほかならないと思われたのである。

道徳や倫理の面にまで及ぶ地方自治への肯定的評価とは対照的な、中央集権化に対するスミスの敵意ともいえる批判的姿勢は首尾一貫している。中央集権化の基本的アイデアはなにか、スミスの答えは端的である。それは「不信 distrust である。」人間に信頼を置かない。希望も信じなければ、真実の永遠性も信じない。慈善を無価値なものとする。中央集権化がもたらすのは役人が万能となる世界である。様々な無責任な役人を束ねる指導集団が個人の自由を奪い、国家を動かす。それがいかに危険を孕んでいるかは、フランスが

47) *Ibid.*, p. 27.

48) *Ibid.*, p. 32.

49) *Ibid.*, pp. 54–56.

50) *Ibid.*, pp. 331–37. 改革は「市民」教育の問題と密接に関連していた。この点については、D. A. Reeder (ed.), *Educating Our Masters* (Leicester, 1980), pp. 8–10 を参照せよ。

実例を示している、とスミスは主張する。あるいは中央集権化は「もう一つの形の共産主義だ」ともいう。すべての人間が自分の財産を自由に用いる権利を奪い、個人の自由な創意や行動を制約するからだ。<sup>51)</sup>

多くの領域で進みつつある中央集権化のうちでもっとも成功しているだけに、もっとも憂慮すべきは警察制度である。そもそも「ポリス」とは外国から取り入れた用語である。コモン・ローのもとでの治安組織は、相互の責任と相互の保護という考えのもとに成り立っていた。一定の年齢に達すると十人組制度の一員となり、犯罪の監視や平和の維持に貢献することが、この国の伝統である。このような治安維持の制度は地方自治制度が活発に機能することを前提としていた。中央指導の警察制度はこうした地方自治の活力を奪ってしまうことになる。警察制度の導入によって、国土の隅々までが内務省とその付属機関の直接の監視と暴力的統制のもとにおかれる。ポリスが幅を利かす国家は奴隷の国家だ、とスミスはいう。<sup>52)</sup>

救貧法修正法 *Poor Law Amendment Act*、いわゆる新救貧法もまた、スミスにとっては中央集権化の実現の悪しき事例として批判の矛先が向けられる。救貧法の実施はこれまで教区会とその役人が担ってきた。だが新救貧法およびそれ以後の法によって、地域の事情に応じた対応や改良の自由が奪われ、「救貧委員会 *Poor Law Board*」の一元的統制に服することになった。教区の役人は委員会の単なる道具となり、その給与まで固定される。さらに1850年の法によって、中央の統制はいっそう進み、国王の任命する監察官 *Inspector* の監督にしたがわねばならなくなる。その結果はプロクルステスの寝台のような画一的な政策の強制であり、役人天国の広がり、費用と混乱の増加である。<sup>53)</sup>

1848年に成立した「公衆衛生法」<sup>54)</sup>も、スミスにいわせれば、地方自治の原理と実践に致命的な一撃を与える法律だということになる。そもそも公衆生問題はスミスが地方自治への関心をもつことになった原点であった。スミスによれば、この法とそのもとに創設された総合保健局 *General Board of Health* によって、すべての場所は悲惨な従属状態におかれ、膨大な負担を強いられ、役人の統制が強化されることになった。スミスは同年に制定された首都下水道法も合わせてやり玉にあげ、旧来の下水道法がテムズ川の汚染の広がりを防止してきたのに、無責任で恣意的な保険局によってたてられた計画や事業によって、汚染は合法化され、その範囲もずっと広がった事実を指摘する。<sup>55)</sup> エドウィン・チャドウィックに真っ向から反対し、公衆衛生のような個々人の福利や社会的安寧に身近に関

51) Smith, *Local Self-Government*, pp. 63–65.

52) *Ibid.*, pp. 215–16

53) *Ibid.*, pp. 217–19

54) 11 & 12 Vict. C. 63; An Act for promoting the Public Health, *The Statutes of United Kingdom*, vol. 19, pp. 241–72.

55) 11 & 12 Vict. C. 112, *The Statutes of United Kingdom*, vol. 19, pp. 368–96; Smith, *Local Self-Government*, pp. 356–57; Greenleaf, *op. cit.*, p. 35.

わる事柄は、その性格からして地域固有の local 問題であるから、中央の画一的対応にはなじまないものであり、とりわけ地方自治の領域に属する問題であるとする。<sup>56)</sup>

スミスにとって、地方自治と中央集権の違いは知と情報量の違いでもある。地方自治は目前にある特定の問題についてもっともよく知り、またもっとも知る機会を持ち、かつそれがうまくいくことにもっとも大きな関心をもつ頭脳 mind が最大多数集まって、その問題の処理にあたる制度である。中央集権制度はこれとは真反対で、もっとも知識も関心もない頭脳が最小限集まって、問題の処理に当たるシステムなのだ。<sup>57)</sup> スミスはここで、「ローカル・ノレッジ」のもつ意義を強調しているのである。

かくてスミスは当時の「改革」で試みられていた中央集権的な再編にことごとく異議を唱える。1854年に「反中央集権化協会 Anti-Centralization Union」が設立されると、スミスはそのリーダーとなり、公衆衛生、住宅などの問題は、伝統的な地方当局とコモン・ローを通じて解決されるべきことを主張したのだった。<sup>58)</sup>

#### (四) スミスの議論が意味するもの——結びにかえて——

スミスが語る地方自治の原型は、要するに、民会ないしその伝統をひく「区」を単位とする一種の直接民主主義の理想型であるともいえる。スミスがロンドンの自由に関する自説をファリンドン外区の集会で弁論したように、中世以来の地方自治の原点は、19世紀でもけっして架空の空間と化してしまっていたわけではなかった。

とはいえ、遠くサクソンの時代にまで遡り、すべての善なるものを住民参加の地方自治に、その破壊を中央集権化に求めるスミスの攻撃的な議論が、一方的でエクセントリックでさえあることは否定できないだろう。新聞のコメントからも窺われるように、改革の時代の当時の人々の間でも、彼の主張が公平性を欠いた極論であることは認識されていたようである。福祉国家への途を歩んだその後のイギリス社会の歴史から回顧するなら、スミスの議論は時代錯誤の伝統主義者、現実離れた原理主義者のものでしかありえない。反動的ラディカリスト、ウルトラ地方主義者、ロマンチックな政体論者といったところが、この歴史上の「敗者」に対して今日与えられているレッテルである。

しかし彼の議論が根拠のない独断で孤立無援の思想だったとみるのも事実と反するだろう。<sup>59)</sup> ファリンドン外区での彼の演説に聞き入った人々のように、指導的立場にあるロンドン市民のなかにも彼の支持者はいた。スミスの議論に引きつけられたのはロンドン市民

56) D. Eastwood, *Government and Community in the English Provinces, 1700–1870* (Basingstoke: Hampshire, 1997), pp. 155–56, 162.

57) Smith, *Local Self-Government*, p. 17.

58) Greenleaf, *op. cit.*, p. 27.

59) スミスの議論のフェビアン主義やギルド社会主義の多元主義との類似性、あるいはドイツの法学者グナイストへの影響を指摘する研究もある。Greenleaf, *op. cit.*, p. 40.



だけではなかった。地方にも、シェフィールドのデモクラット、アイザック・アイアンサイド<sup>60)</sup>のような熱烈な共感者を見出すことができる。チャーチストやオーウェン主義の流れを汲むラディカルの一人であったこの会計士は、シェフィールドの犯罪や治安の問題の対処にあたって、区集会 ward mote の意義を強調し、スミスの『地方自治』からの文章を引用しながら、官僚制的秩序への疑念、無責任に任命された団体としての警察組織への批判を展開したのだった。<sup>61)</sup>

スミスの議論は、改革の時代に展開された多様な言説のテクスチャーのなかにおいて見るとき、格別の特異なものだったともいえない。イギリスの政治文化には、中央集権化やそれを支える功利主義に対する反感、ボランティアリズムや地域主義、「ノルマンの軛」に先立つイングランド固有の「自由」を称揚する伝統が存続していた。改革の時代、それらは形を変えて展開されることになる。<sup>62)</sup>「抵抗勢力」の一つでもあったスミスの議論は、ロンドンの自由、地方の自立に関する伝統的見解を代弁するものであり、イギリスの政治文化の一部だったということもできる。スミスのような論者にとって、地方自治はけっして効率性や効用性のみから判断されるべきものではなかった。それは自由や歴史に関わる問題でもあった。時代の流れに取り残されることになったとはいえ、本稿で紹介したスミスの主張やその理想が、イギリス地方自治の理念を構成する重要な水脈の一つだったことは疑いない。

さらに、時代や文化のもつ制約を十分認めたいうえでいうなら、それ以上に興味深いのは、スミスの議論には、大きな政府や官僚主義への批判、地方自治の革新が盛んに語られる今日の日本の状況に照らしてみても、けっして荒唐無稽とは思われない問題がいくつも見いだせる点である。それはスミスの議論を、現代の歴史家、政治学者らが用いる諸概念で読み替えることによってより明確になるだろう。

例えば、スミスは中央集権化が「不信」のうえに成り立っていることを指摘する。それを言い換えるなら、彼が地方自治に寄せるのは「信頼」である。同じ地域社会の住民のコミュニケーションを通じて醸成される信頼関係こそが、スミスのいう「地方自治」の成り立つ基盤であり、またそれが生み出す最大の社会的成果の一つである。それは現代の流行語の一つでさえある「社会関係資本」の概念と深く関連するアイデアだといってよい。あるいは、スミスが地方自治の原点と考えた区とその集会は、住民だれもが参加し、自由に討議する場という意味で、J. ハーバーマスの「ブルジョワ的公共圏」とは異なった、歴史的にそれに先立つ、もう一つの「公共圏」だったということも可能であろう。この公共圏は、しだいに形骸化しつつも、19世紀に至ってもその機能を失ってはいなかった。スミ

60) Isaac Ironside については、*ODNB*, vol. 29, pp. 363–64.

61) Williams, 'Sheffield Democrats', p. 107.

62) Eastwood, *op. cit.*, pp. 156–59 を参照せよ。

スにとって、中央集権化とは、こうした社会関係資本、公共圏、あるいはローカル・ノレッジの全面的喪失を意味することに他ならなかったのである。

と同時に、地方自治の現実について考えるとき、地方自治の制度それ自体が自由や自立を生むわけではない、というスミスの指摘も忘れてはなるまい。強調されているのは、それに参加する個人の義務と責任である。自由な地方自治はその参加者に負担を分担することを求める。この責務を果たすことを通じてのみ、地方自治はその本来の機能を発揮できる。スミスは地方自治の理想を弁護するとともに、その実現の困難さも指摘している。その意味で、スミスは近代社会の抱える普遍的問題を論じているともいえるのではなかろうか。